

特別定額給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響に対する緊急経済対策として、荒川区に住民票のある方へ一律10万円を支給します。感染拡大防止の観点から、郵送またはオンライン申請で受け付けます。

給付対象者 4月27日（基準日）現在、荒川区の住民基本台帳に記録されている方

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額

給付対象者1人につき10万円

例

世帯主、妻、子ども1人の世帯の場合、
10万円×3人=30万円

申請方法

世帯主の方が、以下のいずれかの方法で世帯全員分を申請してください。

郵送による申請

区から申請書を受給権者（世帯主）あてに5月28日（休）から順次送付します。銀行口座等の必要事項を記入のうえ、返送してください。

マイナンバーカードを活用したオンライン申請

利用できる端末や機器等には要件がありますので、マイナポータルでご確認ください。
🌐 <https://kyufukin.soumu.go.jp/>

給付方法

世帯主本人名義の銀行口座等に振り込みます。なお、銀行口座をお持ちでない方はお問い合わせください

申請期限

8月31日(月)まで

特にお急ぎの場合

申請方法 申請書（特例用）による申請

申請期限 申請書の発送準備が整うまで

特にお急ぎの場合は、荒川区独自の特例措置として申請書（特例用）を荒川区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、送付してください。なお、ダウンロードできない方のために、申請書（特例用）は区役所1階総合案内および各区民事務所でも配布しています。

問合せ

荒川区特別定額給付金コールセンター ☎(3801)1100 ※(日)・(祝)を除く。(出)は6月末まで

時間 ▶(月)～(金)…午前8時30分～午後7時30分

▶(土)…午前8時30分～午後5時30分

配偶者やその他の親族からの暴力(DV)を理由に避難している方への緊急のお知らせ

事情によりお住まいの区市町村に住民票を移すことができない方は、申し出により現在お住まいの区市町村で給付金を受け取ることができる場合がありますので、至急お問い合わせください。

問合せ

アクト21 ☎(3809)2890
(月)～(金)午前9時～午後5時15分
※(土)・(日)・(祝)を除く

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を一時金として支給します。

対象児童

令和2年4月分の児童手当が支給される児童（3月分児童手当が支給される児童を含む）
※特例給付（児童1人につき月額5000円）として支給を受けている受給者は対象外

給付額

対象児童1人につき1万円

申請・給付方法

児童手当登録振込口座へ振り込みます
※公務員の方は所属庁より申請書が配付されますので、給対象者であることの証明を受け、申請してください

給付開始時期

詳細が決まりしだい、荒川区ホームページ等でお知らせします

問合せ

子育て支援課子育て給付係 ☎内線3816

給付金を装った詐欺にご注意を

給付金等の支給にあたり、区や総務省がATMの操作をお願いしたり暗証番号を尋ねたりすることは絶対にありません。自宅や職場等に不審な電話や郵便、メールが届いた場合は警察にご連絡ください。